令和７年度

京丹後市介護福祉士養成奨学金

奨学生募集要領

京都府京丹後市

令和７度京丹後市介護福祉士養成奨学金募集要領

　制度の目的

　　この制度は、介護福祉士の養成及び京丹後市内の介護等の業務を行う事業所への就業促進を図るため、将来市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意志を有するかたに、奨学金を無利子で貸与する。文部科学大臣及び厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校等を卒業後、市内の社会福祉施設において介護福祉士として業務に従事された場合は、奨学金の返還を免除するものとする。

　応募資格、応募方法等

１　応募資格

　　文部科学大臣及び厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校等に入学予定又は在学中のかたで、将来、市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意志を有するかたとする。

２　募集人数　　　　若干名

３　貸与の額　　　　月額５万円以内（千円単位）

４　貸与の期間

　　　学校等に在学する期間（最大２年間）

1. 貸与の決定は毎年度行う。
2. 次年度以降も申請書の提出が必要。

５　貸与の時期

６月、９月、１２月及び３月に当該月分までを指定の口座に振り込みを行う。

６　貸与の決定　　　書類審査を行い、決定

７　応募方法及び募集期間

1. 申請書及び提出書類
2. 介護福祉士養成奨学金申請書（様式第１号）
3. 誓約書（様式第２号）
4. 在学証明書
5. 連帯保証人の印鑑証明
6. 連帯保証人

　　１人以上の連帯保証人が必要

　　※連帯保証人の設置は不要

（３）応募期間

　　随時（募集人数に達するまで受け付ける）

（４）応募方法

　　京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課に申請書及び提出書類を提出

　奨学金の返還

次の返還事由が生じたときは、市長が指定する日までに返還する必要がある。

１　返還事由の主なもの

1. 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき
2. 学校等を卒業した日以降の最初の４月１日から１年を経過する日までに介護福祉士国家試験に合格しなかったとき
3. 介護福祉士の免許を取得後、ただちに市内の介護等の業務を行う事業所に勤務しなかったとき
4. 市内の介護を行う事業所において介護福祉士として３年間従事しなかったとき

２　返還方法

1. 一括払い
2. 月賦（貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間）
3. 半年賦の均等払（貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間）

３　返還利息　　　　無利息

４　延滞利息

　　正当な理由がなく奨学金の返還期日までに奨学金の返還を行わなかったときは、当該返還期日の翌日から奨学金が返還された日までの日数に応じ、当該未返還奨学金の額に年１４．６パーセント（１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を支払う必要がある。

　返還の猶予

　　次の返還猶予事由が生じたときは、修学資金の返還を猶予する。

1. 市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しており、返還を免除する過程にあるとき
2. 災害、疾病等、その他やむを得ない事由であると市長が認めたとき

　奨学金の返還免除

1. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として雇用され、引き続き３年間（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く）介護福祉士として介護等の業務に従事したとき
2. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として介護福祉士として介護等の業務に従事していた者が３年未満の期間で離職した場合であって、離職後９０日以内にほかの市内事業所に正規の職員として採用され、離職前の市内事業所で従事していた期間と合算して３年間（離職していた期間を除く）介護福祉士として介護等の業務に従事したとき
3. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の４月１日から市内事業所において介護等の業務に従事する者が、５年経過日までに介護福祉士試験に合格し、かつ、当該事業所において５年間継続して介護等の業務に従事したとき（返還を免除される場合を除く）

※平成２９年４月１日から令和９年３月３１日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第

１号から第３号までのいずれかに該当するに至った者に限る

1. 学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の４月１日から５年経過日までの間継続して市内事業所において介護等の業務に従事したとき

※平成２９年４月１日から令和９年３月３１日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第

１号から第３号までのいずれかに該当するに至った者に限る

　注意事項

１　申請者は、この要領のほか「京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例」及び「京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募すること。

２　申請書等は遺漏のないよう正確に記載すること。

３　申請書及び提出書類は、受付後一切返送しないものとする。

　　　※応募に際し提出された個人情報は、この選考以外には使用しないものとする。

　問い合わせ先・書類提出先

　　　京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課

　　　〒627-0012　　京都府京丹後市峰山町杉谷691番地

　　　　　　　　　　　電話　0772-69-0330　　FAX　0772-62-1156

メールアドレス：[chojufukushi@city.kyotango.lg.jp](mailto:chojufukushi@city.kyotango.lg.jp)

京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例

平成３０年３月２９日

条例第１８条

（趣旨）

第１条　この条例は、介護福祉士の養成及び市内の介護等の業務を行う事業所（以下「市内事業所」という。）への就業促進を図るため、将来本市において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し、介護福祉士養成奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する介護福祉士をいう。

２　この条例において「学校等」とは、法第４０条第２項第１号から第３号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

３　この条例において「介護等の業務」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく介護サービスを行う事業所で規則に定めるもの及び老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）の規定に基づく老人福祉施設において行われる利用者への介護、支援等の業務（病院等医療機関において行われるものを除く。）

(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２８条に規定する障害福祉サービスを行う事業所及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所支援を行う事業所において行われる利用者への介護、支援等の業務（病院等医療機関において行われるものを除く。）

(3) 前２号に規定する事業所と同等であると市長が認める事業所において行われる利用者への介護、支援等の業務

（奨学金の貸与）

第３条　市長は、学校等に在学する者であって、学校等を卒業後、本市において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、予算の範囲内において、規則で定める額の奨学金を無利息で貸与することができる。

２　奨学金を貸与する期間は、２年以内の期間とする。

（返還の免除）

第４条　市長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の全部の返還を免除するものとする。

(1)　学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に法第３９条に規定する介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として雇用され、引き続き３年間（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）介護福祉士として介護等の業務に従事した場合

(2)　学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に法第３９条に規定する介護福祉士の資格を取得し、直ちに市内事業所に正規の職員として雇用され、介護福祉士として介護等の業務に従事していた者が３年未満の期間で離職した場合であって、離職後９０日以内に他の市内事業所に正規の職員として採用され、離職前の市内事業所で従事していた期間と合算して３年間（離職していた期間を除く。）介護福祉士として介護等の業務に従事した場合。ただし、この場合における離職は、１回に限るものとする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1)　奨学金の貸与を受けた者が、死亡し、又は障害により貸与を受けた奨学金を返還することが困難となったとき。

(2)　前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則

平成３０年３月３０日

規則第２２号

（趣旨）

第１条　この規則は、京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例（平成３０年京丹後市条例第１８号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（介護サービス事業所）

第３条　条例第２条第３項第１号の規則で定めるものは、次に掲げる介護サービスを行う事業所とする。

(1)　介護保険法（以下「法」という。）第７条第５項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業

(2)　法第８条第２項に規定する訪問介護

(3)　法第８条第３項に規定する訪問入浴介護

(4)　法第８条第７項に規定する通所介護

(5)　法第８条第９項に規定する短期入所生活介護

(6)　法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(7)　法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護

(8)　法第８条第１８項に規定する認知症対応型通所介護

(9)　法第８条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護

(10)　法第８条第２０項に規定する認知症対応型共同生活介護

(11)　法第８条第２２項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

(12)　法第８条第２７項に規定する介護老人福祉施設

(13)　法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設

（貸与額）

第４条　条例第３条第１項の規則で定める額は、月額５万円以内とする。

（貸与の申請）

第５条　奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人１人（奨学金の貸与を受けようとする者が未成年の場合にあっては、２人）を立て、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　介護福祉士養成奨学金申請書（様式第１号）

(2)　誓約書（様式第２号）

(3)　在学証明書

（貸与の決定等）

第６条　市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

（貸与の方法）

第７条　市長は、６月、９月、１２月及び３月において、それぞれ当該月分までの奨学金を貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

２　奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、奨学金の貸与を受けようとするときは、市長が指定する日までに、請求書を市長に提出しなければならない。

（貸与の決定の取消し及び貸与の停止）

第８条　市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1)　学校等を退学したとき。

(2)　奨学金の貸与を辞退したとき。

(3)　死亡したとき。

(4)　その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　市長は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月から復学した日の属する月の分までの奨学金の貸与を停止するものとする。

３　市長は、前２項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、又は貸与を停止したときは、その旨を当該取り消し、又は停止した者に通知する。

４　奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、介護福祉士養成奨学金辞退届（様式第３号）により、市長に届け出なければならない。

（返還）

第９条　奨学生（奨学金の貸与を受けた者を含む。以下次条、第１１条及び第１４条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長が別に定める日までに一括払で、又は市長が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間（第１１条第１項第２号の規定により返還が猶予された場合は、当該猶予された期間を除く。）に相当する期間内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

(1)　前条第１項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき（条例第４条第２項第１号に該当する場合を除く。）。

(2)　学校等を卒業した日後の最初の４月１日から１年を経過する日までに介護福祉士試験に合格しなかったとき。

(3)　第１１条第１項第１号の規定に該当しなくなったとき。

（借用証書の提出）

第１０条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、介護福祉士養成奨学金借用証書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

(1)　学校等を卒業したとき。

(2)　第８条第１項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

(3)　前条第３号の規定に該当するに至ったとき。

（返還の猶予）

第１１条　市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、その状況が継続している期間、奨学金の返還を猶予することができる。

(1)　条例第４条第１項各号に規定する奨学金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2)　災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

２　前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする奨学生は、介護福祉士養成奨学金返還猶予申請書（様式第５号）に申請事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同項第１号に該当する場合にあっては、毎年、その事実を証する書類の提出をもって奨学金の返還の猶予の申請があったものとみなす。

３　市長は、奨学金の返還を猶予する決定をしたときは、その旨を奨学生に通知する。

（返還の免除）

第１２条　条例第４条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、介護福祉士養成奨学金返還免除申請書（様式第６号）にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、奨学金の返還を免除する決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

３　条例第４条第２項第２号に掲げる特別の事由は、次に掲げるものとする。

(1)　災害その他不可抗力によるもの

(2)　育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

　（遅延利息）

第１３条　奨学金を返還すべき者は、正当な理由がなく奨学金の返還期日までに奨学金を返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から奨学金が返還された日までの日数に応じ、当該未返還奨学金の額に年１４．６パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

２　前項に規定する年当たりの割合は、３６５日当たりの割合とする。

（異動の届出）

第１４条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1)　学校等を休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。

(2)　停学その他の処分を受けたとき。

(3)　介護福祉士登録証の交付を受けたとき。

(4)　奨学金の貸与を辞退するとき。

(5)　本市において介護福祉士として介護等の業務に従事することとなったとき、又は従事している市内事業所を変更することとなったとき。

(6)　氏名又は住所を変更したとき。

(7)　連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

２　連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（その他）

第１５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　市長は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号。以下「改正法」という。）附則第６条の２第１項の規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第１２条第３項の規定による特別の事由があるものとして奨学金の返還を免除することができる。

(1)　学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の４月１日から市内事業所において介護等の業務に従事する者が、５年経過日（改正法附則第６条の２第１項に規定する５年経過日をいう。以下同じ。）までの間に介護福祉士試験に合格し、かつ、当該事業所において５年経過日までの間継続して介護等の業務に従事したとき（条例第４条第１項の規定により返還を免除される場合を除く。）。

(2)　学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の４月１日から５年経過日までの間継続して市内事業所において介護等の業務に従事する者が、改正法附則第６条の３の規定に該当するに至ったとき。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　様

申請者氏名　　　　　　　　　　印

介護福祉士養成奨学金申請書

介護福祉士養成奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  氏名 | |  | | | | 生年月日 | | | 年　月　日(満 　歳) | | | |
| 現住所 | | 〒　　‐  電話番号　　　‐　　‐  携帯電話　　　‐　　‐  E-mail | | | | | | | | | | |
| その他の連絡先 | | 〒　　‐  電話番号　　　‐　　‐  携帯電話　　　‐　　‐  E-mail | | | | | | | | | | |
| 申請者の区分 | 学校等 | | 名称 |  | | | | 入学日  (予定日) | | 年　月　日 | | |
| 所在地 |  | | | | | | | | |
| 学部学科名等 |  | | | | | | | | |
| 卒業予定年月 | 年　　月卒業見込み | | | | | | | | |
| 貸与月額 | | 円（千円単位）　　※上限５万円 | | | | | | | | | |
| 貸与希望期間 | | 年　　月から　　　　年　　月まで（　　月間） | | | | | | | | | |
| 貸与希望総額 | | 円（月額×希望月数） | | | | | | | | | |
| 連帯保証人 | ふりがな  氏名 | |  | | 申請者との続柄 | |  | | | | 職業 |  |
| 住所 | | 〒　　‐  電話番号　　　‐　　‐  携帯電話　　　‐　　‐  E-mail | | | | | | | | | |
| 勤務先 | |  | | | | | | | | | |

特約事項

（遅延利息）

第１条　奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則第９条各号の返還事由が生じた場合に、正当な理由なく奨学金の返還を行わなかったときは、当該奨学金の返還を行うべき日の翌日から奨学金の返還の日までの期間の日数に応じ、奨学金の返還を行うべき額につき年１４.６パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

２　前項に規定する年当たりの割合は、３６５日当たりの割合とする。

（連帯保証人）

第２条　連帯保証人は、この申請に基づく奨学生の市に対する一切の債務について奨学生と連帯して保証するものとする。

２　市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

３　奨学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、速やかに、市長に新しい連帯保証人となる者を届け出なければならない。

４　前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

（変更届の提出）

第３条　奨学生及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、速やかに市長に変更した内容を届出なければならない。

（申請内容等の調査）

第４条　奨学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1)　市長が、奨学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は奨学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先（以下「申請内容等」という。）について、市町村、奨学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2)　市町村、奨学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3)　市長が、奨学金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

（期限の利益の喪失）

第５条　奨学生は、第１号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第２号から第５号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1)　破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治２９年法律第８９号）第１３７条各号に定める場合

(2)　奨学金以外の奨学生の債務につき、次の事由があった場合

ア　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

イ　仮差押えその他の保全措置

ウ　強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

(3)　奨学生が年賦償還の支払を怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。）

(4)　奨学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5)　前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

（合意管轄）

第６条　奨学金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

　上記特約事項並びに京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例及び京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

　また、同条例、同規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとすることについても併せて同意します。

年　　月　　日　　　申請者　　　氏名　　　　　　　　　　印

年　　月　　日　　　連帯保証人　氏名　　　　　　　　　　印

様式第２号（第５条関係）

誓　　約　　書

京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例に基づき奨学金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定を遵守するとともに、学校等卒業後は、京丹後市内の介護等の業務を行う事業所において介護福祉士として介護の業務に従事することを誓約します。

京丹後市長　　　　様

年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

　上記の者が京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して奨学金返還の責を負い、かつ、届出その他の義務に誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人　住所

氏名　　　　　　　　　　印

(注２)　連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　様

貸与決定者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

連帯保証人　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

介護福祉士養成奨学金辞退届

京丹後市介護福祉士養成奨学金の貸与を辞退しますので、次のとおり届出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 学校等の名称・学年 |  |
| 学校等の所在地 |  |
| 貸与決定期間 | 年　　月から　　　　年　　月まで |
| 辞退期日 | 年　　月　　日 |
| 受領奨学金 | 年　　月分まで　　　　　　　　　　円 |
| 理由 |  |

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　様

奨学生　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

連帯保証人　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

介護福祉士養成奨学金借用証書

京丹後市介護福祉士養成奨学金として、下記のとおり借用しました。

記

１　借用金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　借用期間　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

(注１)　連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

様式第５号（第１１条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　様

奨学生　住所

氏名　　　　　　　　　　印

介護福祉士養成奨学金返還猶予申請書

　京丹後市介護福祉士養成奨学金の返還の猶予を次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 猶予を受けようとする額（借用金額） | 円 |
| 猶予を受けようとする期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日 |
| 猶予の申請理由 |  |
| 猶予期間において介護等の業務に従事する福祉施設等 | 所在地 |
| 施設名 |

(注)　申請理由を証明する書類を添付すること。

様式第６号（第１２条関係）

　　年　　月　　日

京丹後市長　　　　様

奨学生　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

連帯保証人　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

介護福祉士養成奨学金返還免除申請書

京丹後市介護福祉士養成奨学金の返還の免除を次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 免除を受けようとする額（貸与金額） | 円 |
| 貸与期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日 |
| 免除の申請理由 |  |
| 貸与期間終了後の勤務先 | 所在地  施設名 |

(注)　申請理由を証明する書類を添付すること。